

森林環境税に関する検討報告書

令和 7 年 3 月

福島県地方税制等検討会

(はじめに)

本検討会は、従来、税に関する課題について「地方分権時代にふさわしい税制のあり方」などの観点から検討を行い、課題を整理してきた。

平成18年度に施行された森林環境税は、令和7年度末で施行後20年となり、福島県森林環境税条例（平成17年条例第3号）第2条、第3条に規定される課税期間の満了を迎える。

今後の森林環境税の在り方については、県からの諮問を受けた福島県森林審議会において、森林環境税を活用した取組の継続が県民より求められているとの考えに基づき、令和8年度から令和12年度までの5年間、税名称を変更したうえで、現行制度と同程度の取組を継続することが適当との中間とりまとめが本年2月になされたところである。

本検討会では、森林審議会の中間とりまとめについて税制面からの検討依頼を受けたことから、本年2月に税制面からの専門的な検討を行った。以下、学識経験者からの助言も踏まえた検討の結果について報告する。

【森林環境税についての検討結果】

1 主な論点についての検討結果

森林審議会の中間とりまとめにおいては、税制面での問題等の指摘はなかったため、本検討会としては、森林環境税の基本的な項目について改めて検討を行った。

項目は、以下の5項目である。

(1) 「課税方式」

〈現行〉個人県民税均等割及び法人県民税均等割の超過課税方式

(2) 「納税義務者」

〈現行〉個人：県内に住所、家屋敷等を有する者

法人：県内に事務所等を有する法人等

(3) 「徴収方法」

〈現行〉個人：給与所得者 事業主が給与から特別徴収し市町村に納入

その他の者 市町村が納税通知書により普通徴収

法人：県に申告納付

(4) 「税率」

〈現行〉個人：年額1,000円

法人：年額法人県民税均等割額の10%相当額

(5) 「課税期間」

〈現行〉令和3年度から令和7年度まで（5年間）

検討結果は、以下記載のとおりである。

(1)「課税方式」～(3)「徴収方法」について

(検討内容)

全国状況としては、本県と同様に森林づくりに関する税を導入している36府県（本県除く。）のうち、33県が本県と同じく個人及び法人に対する県民税均等割の超過課税方式を導入しており、ほか神奈川県、京都府及び大阪府の3府県では、個人に対してのみ県民税均等割の超過課税を実施している。また、神奈川県の「水源環境保全税」は、個人県民税所得割も超過課

税の対象としている。

なお、令和５年度以降に課税期間を更新した府県が１０府県あるが、（１）から（３）の項目について、いずれも特段の変更を加えていない。本県においても、現在まで運用上の特段の問題等は生じていない状況にある。

これらについては、本検討会委員の意見及び学識経験者の助言でも、特に変更を要する旨の指摘はなされていない。

（検討結果）

上記を踏まえ、本検討会としては、現行制度を継続することが適当と考える。

（４）「税率」について

（検討内容）

全国の状況としては、本県と同様に森林づくりに関する税を導入している３６府県のうち、１８県が個人県民税均等割額に５００円を上乗せ及び法人県民税均等割額に５％相当額を上乗せする税率を導入しており、多数を占める。

本県は、個人県民税均等割額に１，０００円を上乗せ及び法人県民税均等割額に１０％相当額を上乗せする税率を導入しており、全国の水準よりも高い税率となるが、東北地方各県の状況（岩手県、山形県は本県と同じ税率。秋田県は、個人８００円、法人８％相当額。宮城県は、個人１，２００円、法人１０％相当額）と比較すると、同程度の水準にある。

本検討会委員の意見では、全国的に見て高い水準となっている税率の見直しについて検討は行っているのかと疑義が呈されたが、中間とりまとめに基づく今後５年間の事業計画の試算額が、現行の税率を５年間維持した場合の税収見込み額とほぼ同規模となったため、現行税率の継続はやむを得ないとされた。

他方で、森林環境譲与税が令和元年度から譲与されていること及び国税の森林環境税（以下「国森林環境税」という。）の課税が令和６年度から開始されたことから、国の施策を踏まえてなお本県特有の財政需要があること及びそれに伴って独自に租税負担を課すことへの県民の理解については、課題

が残る旨を指摘されている。

(検討結果)

上記を踏まえ、本検討会としては、現行制度を継続することが適当と考える。

ただし、各市町村の事業計画や森林環境譲与税の執行状況などを踏まえ、適宜財政需要を検証するとともに、各市町村の意見を広く聴取しながら、必要に応じて事業内容の見直しも検討されたい。

(5)「課税期間」について

(検討内容)

全国状況としては、本県と同様に森林づくりに関する税を導入している36府県のうち、35府県が本県と同じく5年間と定めているほか、栃木県が10年間と定めている。

森林審議会の中間とりまとめでは、森林環境税を活用した今後の事業規模を現行制度と同程度とし、令和8年度から令和12年度までの5年間とすることが適当とされた。

なお、本検討会委員からは、今後の事業計画の進捗に応じて、市町村の意見を聴きながら、適宜、計画期間の見直しも検討する必要性がある旨を指摘されている。

(検討結果)

上記を踏まえ、本検討会としては、課税期間を令和8年度から令和12年度までの5年間と定めることが適当と考える。

ただし、各市町村の意見を広く聴取しながら、必要に応じて、次期計画期間の途中における計画期間の見直しも検討されたい。

2 その他の検討結果

前記の論点に付随して、以下の検討を行った。

(1)「周知・広報」について

(検討内容)

本検討会委員の意見では、前記１（４）の検討内容に記載の指摘と併せて、令和６年度に国森林環境税の課税が開始されたことに伴い、森林づくりのための税を県と国のそれぞれが課税していることについて、県民の関心が高まっており、国税と県税の使途のすみ分け及び保全面積や事業規模等からみて「国の施策を踏まえてなお本県特有の財政需要がある」ということを簡潔明瞭に県民に示すことが必要であると指摘されている。

また、福島県森林環境税条例の改正においては、各市町村における関係規定の改正や納税義務者からの問い合わせ等に適切に対応できるよう、速やかな情報提供が必要であるとの意見があった。

（検討結果）

上記を踏まえ、国税と県税の使途のすみ分け及び森林環境税を活用した独自財源による取組の必要性について、更なる県民の理解が得られるよう周知・広報の拡充を検討されたい。

また、福島県森林環境税条例の改正においては、各市町村への速やかな情報提供を検討されたい。

（２）「税の名称」について

（検討内容）

上記（１）に関連して、森林審議会の中間とりまとめでは、税の名称について国税と同一であることから変更を検討することとされた。

本検討会委員の意見では、森林環境譲与税による施策との差別化及び県民が分かりやすいように、税の名称変更を検討すべきとされた。

（検討結果）

上記を踏まえ、本検討会としては、税の名称変更を検討することが適当と考える。

（３）その他

本検討会委員からは、森林整備における税の使途を国と県で明確に区分することが困難な場合については、難しいかもしれないが、国と県が共同で整備を行うと整理するなど、使途を区分しない方が、納税者にとってわかりや

すいとの意見があった。

また、学識経験者からは、国の譲与税との役割分担については、一定の整理は必要であるが、予算を適正かつ効率的に執行するということも大事であり、役割分担の整理に厳しくとらわれ過ぎるのもよくないとの助言があった。

以 上